

川崎河港水門周辺整備検討業務委託 プロポーザル実施要領

1 目的

川崎区港町地区では、令和元年東日本台風の際に周辺の堤防天端高より約 1.3m低い河港水門扉体上部からの越水等により、約 7ha の浸水被害が発生し、短期対策として、水門扉体の嵩上げ及び水門前面への止水壁の設置を実施した。

現在、水門としての用途がなく、堤防としての機能のみが残っていることから、中長期対策として、治水機能の向上の観点から、多摩川堤防の高規格化を見据え、河港水門とその周辺地域の将来像を検討する必要がある。

本業務は、多摩川の高規格堤防の治水機能と川崎河港水門の文化財の価値を両立するため次の目的のため実施する。川崎河港水門の文化財としての本質的価値を調査し、専門家を含めて勉強会を実施して、その本質的価値を共有するとともに、将来市民の憩いの場となるように上面利用を含めた整備の検討を行うものである。

特に河港水門の保存方法の概略を抑えつつ、高規格堤防の盛土形状を迅速に決定して関係機関との協議を行う必要がある。

この要領は、高い業務意識に加えて、高規格堤防事業等との整合を図りつつ、国の登録有形文化財である川崎河港水門の保存方法の方針を多岐に亘る関係者から合意形成を図るため、幅広い知識と経験を保有し、上面整備及び管理運営方法を検討して整備計画を具現化できる事業者を公募型プロポーザル方式により選考するため、次の通り定めるものとする。

2 主な業務概要

(1) 件名

川崎河港水門周辺整備検討業務委託

(2) 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

(3) 履行場所

川崎市川崎区港町地内及び鈴木町地内

(4) 主な業務内容

ア 計画準備

イ 河港水門の詳細調査

ウ 河港水門の保存管理に関する検討

エ 河港水門及び周辺整備計画の検討

オ ロードマップ作製

カ 関係機関協議資料作成

キ 報告書作成

ク 打合せ協議

(5) 事業委託料（参考）

事業委託料は、次の金額を上限とします。

20,867,000 円（消費税額及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 2 条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- (3) 令和 6 年 10 月 4 日までに令和 7・8 年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和 7・8 年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「建設コンサルタント」において、種目「河川、砂防及び海岸・海洋部門」、「都市計画及び地方計画部門」及び「造園部門」に登録されていること（参加申込時点で業者登録中であり、かつ審査時点で業者登録されていれば、資格要件は満たしているものとする。）
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者であること

4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先

川崎市建設緑政局道路河川整備部河川課

環境担当 真達、谷口

場 所：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地 17 階

電 話：044-200-2906（直通）

F A X：044-200-7703

電子メール：53kasen@city.kawasaki.jp

受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

5 実施手順（概要）

受託候補者選定までの実施手順（概要）は次表のとおりです。

内容	期間等
参加意向申出書 提出期間	令和7年2月13日（木）～令和7年2月20日（木） ※午前8時30分～午後5時 （閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
参加資格審査 結果通知	令和7年2月25日（火）
質問受付期間	令和7年2月25日（火）～令和7年2月27日（木） 午後5時まで
質問回答	令和7年3月4日（火）
企画提案書等提 出期限	令和7年3月12日（水） ※午前8時30分～午後5時 （閉庁日及び正午から午後1時を除く。）
審査	令和7年3月21日（金）から令和7年3月31日（月） までのうち、指定の日時
受託候補者選定 結果の通知	審査日から2週間以内を予定

6 プロポーザル実施要領及び仕様書等の公表

（1）公表方法

プロポーザル実施要領及び仕様書については、「入札情報かわさき」へ掲載します。なお、参加意向申出書（様式1）及び質問書（様式2）の様式についても併せて掲載します。

（2）公表開始日

令和7年2月13日（木）

7 参加意向申出書等の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、「3 参加資格」を確認のうえ、次の書類を提出期限までに、持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により1部を提出してください。

（1）提出期間

令和7年2月13日（木）から令和7年2月20日（木）まで
（郵送の場合は令和7年2月20日（木）必着）

※受付時間：午前8時30分～午後5時

（閉庁日及び正午から午後1時を除く。）

（2）提出場所

「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」
に同じ

（3）提出書類

参加意向申出書（様式1）

（4）その他

提出書類に基づき参加資格を確認後、提案資格確認結果通知書を電子メールで送付します。提出書類を郵送する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨をご連絡ください。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合があります。

8 質問書の受付・回答

（1）受付方法

質問書（様式2）に質問内容を記載し、「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」の電子メールアドレス宛に電子メールで送付してください。

（2）受付期間

令和7年2月25日（火）から令和7年2月27日（木）
午後5時まで

（3）回答方法

令和7年3月4日（火）に、全ての参加者に対して電子メールにて回答します。

9 提案書等の提出

参加資格を有する場合には、令和 7 年 2 月 27 日（木）に提案概要書の様式を原則として電子メールで送付します。次の期日までに、必要書類を持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残る場合に限る。）により提出してください。

（1）提出期限

令和 7 年 3 月 12 日（水）

（郵送の場合は令和 7 年 3 月 12 日（水）までに必着）

※受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時

（閉庁日及び正午から午後 1 時を除く。）

（2）提出場所

「4 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問い合わせ先」に同じ

（3）提出書類（下記ア～エを統合し 20 ページ以内で作成すること）

ア 提案概要書 指定様式

イ 企画提案書 任意様式

仕様書に基づき業務を実施するための企画提案内容を具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

なお、企画提案書には次の項目を盛り込んでください。

（ア）河港水門の保存活用

国の登録有形文化財など類似事例等を踏まえて、保存活用についての留意事項や実施方針を記載してください。

（イ）提案者概要・業務実施体制等

提案者の過去の類似業務の実績、本業務の予定担当者の業務経歴や実施体制を具体的に記載してください。また、本業務の作業範囲を踏まえ、作業スケジュールを記載してください。また、スケジュールには発注者と受注者の作業分担についても記載してください。

（ウ）河港水門の歴史的景観を活かした上面整備

河港水門前後の広場全体の回遊性や賑わいを高めることのできる提案をしてください。なお、整備方針とともに整備手法についても記載してください。

（エ）有識者との調整

河港水門の保存や上面整備計画の検討内容に密接に関連し、かつ勉強会や随時ヒアリング等で協力いただける有識者を提案してください。

（オ）市民意見の収集

市民意見を収集するうえで、適切な手法・タイミングを提案してください。

ウ 見積書 任意様式

エ 会社（団体）概要書（パンフレット等） 任意様式

(4) 留意点

- ア 提出書類はPDF化してCD等の媒体に格納し、これを2部提出してください。
- イ 提出書類はA4判の横向きとしてください。「(3) ア 提案概要書」を1ページ目とし、「(3) イ 企画提案書」以降を2ページ目から開始してください。各書類にページ番号を記載してください。なお、「(3) エ 会社(団体)概要書(パンフレット等)」のみ、A3判の横向きとすることを認めます。
- ウ 提出書類は返却しません。
- エ 提出期限後の提出書類の差し替え及び追加はできません。
- オ 提出書類は、あくまでも業務を委託する者を選定するための資料であり、企画提案書の内容すべてが契約に反映されとは限りません。
- カ 書類の提出後、本市が必要と判断した場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

(5) その他

郵送で提出する場合には、電話又は電子メールにて担当宛てにその旨をご連絡ください。なお、配達記録に係る資料の提出を求める場合があります。

10 審査方法

(1) 審査方法

審査・評価は、公正かつ客観的に行うため、川崎河港水門周辺整備検討業務委託プロポーザル評価選考委員会（以下「評価選考委員会」という。）を設置し、書類及びプレゼンテーションによる審査を行います。

(2) 書類審査の実施

提出された企画提案書を審査し、評価を点数化したうえで得点上位3位までの者を選定します。ただし、別紙「提案書評価項目及び評価基準」における「プレゼンテーション能力」は、書類審査において評価の対象外と致します。

なお、提案者が3者以内である場合には、書類審査を省略します。

(3) プレゼンテーション審査の実施

ア 開催日時（予定）

令和7年3月21日（金）から令和7年3月31日（月）までのうち、指定の日時

※調整の上、個別に連絡します。

イ 開催方法（予定）

川崎市役所本庁舎会議室における対面審査

※詳細な方法は調整の上、個別に連絡します。

ウ プレゼンテーション環境

プレゼンテーション等に必要な機材のうち、スクリーン、

プロジェクト以外は、全て提案者が用意してください。

エ 出席者

プレゼンテーションの出席者は3名以内とし、説明はいずれかの者が行うこととします。

オ 内容等

事前に提出されている提出書類及び企画提案内容を補足する資料に基づいて、提案説明を20分を行い、その後、質疑応答を10分程度行います（時間は変更する場合があります）。

（4）提案書評価項目及び評価基準

別紙「提案書評価項目及び評価基準」のとおりです。

（5）受託候補者の特定

プレゼンテーション審査において評価を点数化した結果、最も高い点数を獲得した者を受託候補者として選定いたします。また、最も高い合計点を獲得した者が複数の場合（同点の場合）は、次のア～ウの選考過程により最終順位を確定し、受託候補者とします。なお、基準点を総合得点の60%とし、提案者が1者のみの場合については、基準点を満たした場合に受託候補者と致します。

なお、「（2）書類審査の実施」の過程を経た場合には、プレゼンテーション審査における提案説明及び質疑応答を踏まえて改めて採点を実施します。この場合、「（2）書類審査の実施」における採点結果は、最終順位の確定に影響しません。

ア 別紙「提案書評価項目及び評価基準」（3）企画提案力の合

計点が最も高い者

イ アに該当する業者が複数ある場合、経費見積額が最も低い者

ウ 上記によりがたい場合は、委員の協議により決定した者

（6）受託候補者選定結果通知（予定）

審査日から2週間以内を予定しています。

11 プロポーザル参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、プロポーザル参加資格を喪失します。

- (1) 契約日前に「3 参加資格」のいずれかの条件を欠いたとき
- (2) プロポーザル参加意向申出書及び提出書類等に虚偽の記載をしたとき
- (3) 提出期限、提出先、提出方法に適合しないとき
- (4) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき

12 その他留意事項

- (1) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (2) 提出書類及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (3) 評価選考委員会により選定された受託候補者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 参加意向申出書を提出した後に辞退する際には、辞退届（任意様式）を提出してください。
- (5) 契約書作成の要否
市指定の契約書により、必要とします。
- (6) 契約保証金
川崎市契約規則（昭和 39 年川崎市規則第 28 号）第 33 条各号に該当する場合は免除となりますが、それ以外の場合は契約金額の 10 パーセントを納付する必要があります。
- (7) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。
- (8) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における本調達に係る予算の議決（令和 7 年 3 月頃）を要します。

提案書評価項目及び評価基準

別紙

評価項目		評価の着目点	配点
(1) 理解度・知見		・川崎河港水門の保存方法及び周辺上面整備の検討概要、検討の必要性などの基本的な考え方を理解しているか	10
		・業務に必要な知識、能力を有しているか	10
(2) 提案者概要・業務実施体制等		・本市や他の自治体等での類似実績が十分と判断できるか	10
		・業務を円滑に実施できる人員が配置され、役割分担が明確かつ適切であるか	10
		・履行期限までに業務が完了するような具体的なスケジュールとなっているか	10
(3) 企画提案力	1) 河港水門の 保存方法	・河港水門の保存活用に関する検討にあたっての留意事項と実施方針が適切か	10
		・河港水門の歴史的景観を活かした上面整備方針と手法が適切か	10
	2) 有識者との調整	・業務内容と有識者等の専攻分野をリンクさせ、かつ有識者等の意見聴取に対する役割について責任感を持っているか	10
	3) 市民意見の収集	・周辺企業や住民等に幅広く意見を募るため、独創性や実現性のある手法を提案しているか	10
	4) 表現力	・企画提案書や添付資料の文章、レイアウト等が分かりやすく、伝わりやすい表現、デザインになっているか	5
(4) プレゼンテーション能力		・口述による提案説明が明快で分かりやすい言い回しであるか	5
			100